

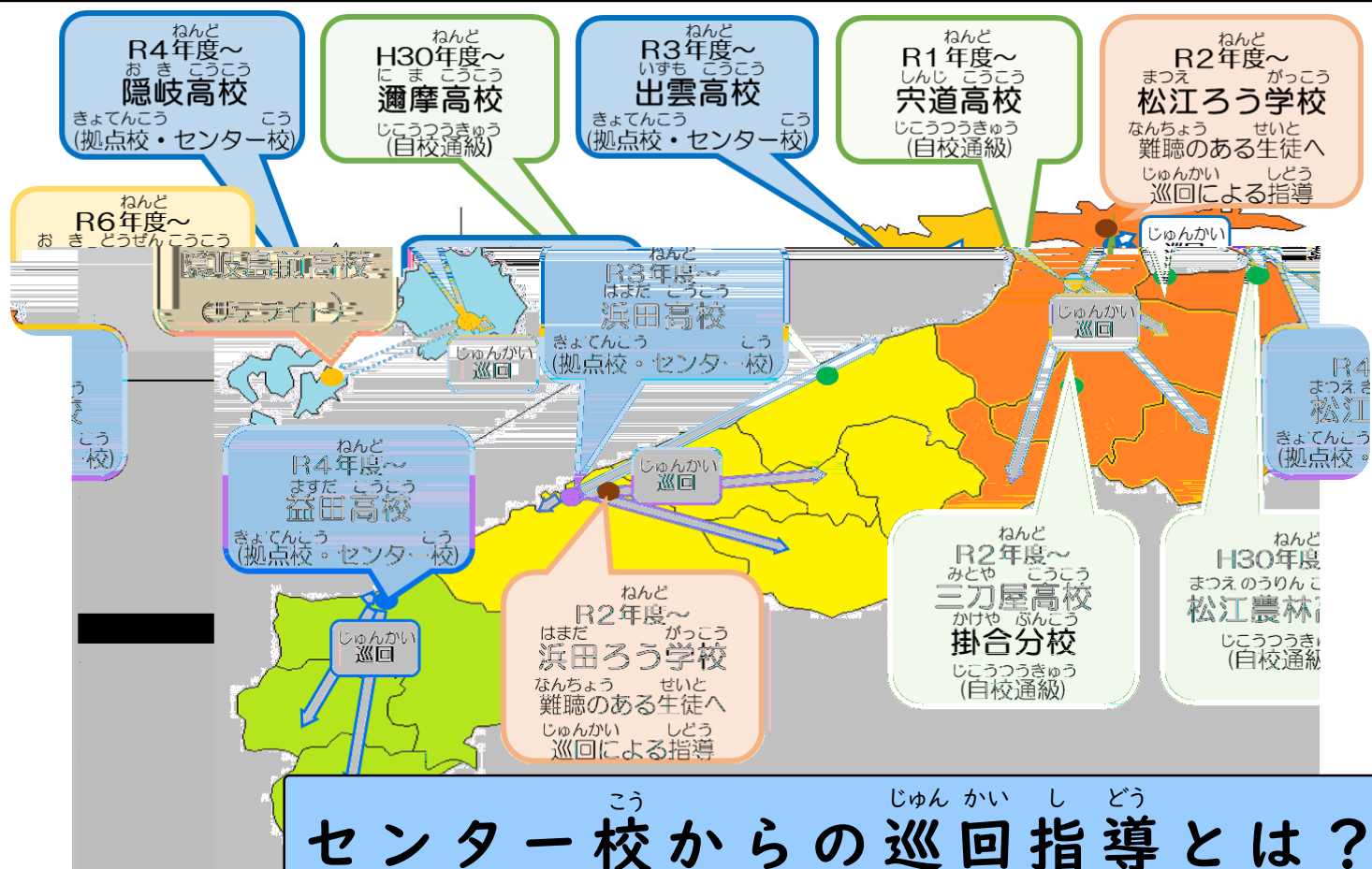
島根県の県立高校で 「通級による指導」を 拡充しました！

拠点校
方式により

拠点校方式とは？

県内の5つの圏域にインクルーシブ教育システム推進センター校（センター校）を配置し、通級指導担当教員が巡回して「通級による指導」を行います。

県内全ての県立高校（注）で「通級による指導」が受けられる体制を整備しました。



センター校からの巡回指導とは？

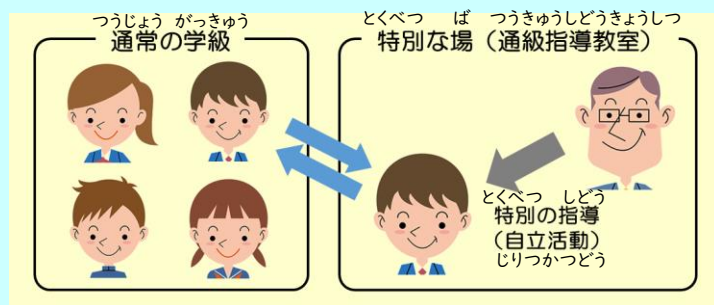
週1時間程度、主に放課後の実施を想定しています。対象生徒
在籍校の校長が特別の教育課程を編成し、修得単位数に加える
ことができます（法令では年間7単位まで）。

※ ろう学校の教員が巡回して、通級による指導を実施している県立高校もあります。

（注）通信制課程については、スクーリング等の機会をとらえて、可能な限り自立活動の視点をもって指導して
いきます。

「通級による指導」とは？

大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態で、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行います。



「通級による指導」の対象となる生徒は？

拠点校方式での「通級による指導」の対象は、発達障がいのある生徒を想定しています。通常の学級の学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする生徒が対象です。なお、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、本人、保護者、教員のニーズや意向、専門家の意見等、さまざまな観点から情報を収集し、総合的な見地から判断していくことになります。

「通級による指導」の指導内容は？

小・中学校と同様に、学習面や生活面に関する内容が取り上げられるほか、卒業後の生活に関する指導が考えられます。取組例として「障がい特性への理解や自己理解」「効果的なコミュニケーションスキル」「社会自立に必要な知識やスキル」等の指導があります。

「通級による指導」で期待される効果は？

学校生活や社会生活をスムーズに送ることができるようになり、生徒本人の学習意欲や自己肯定感の向上につながることが期待されます。また、学校全体の特別支援教育に関する校内体制のより一層の充実とともに、教職員、保護者、周囲の生徒等の理解促進が期待されます。



問い合わせ先

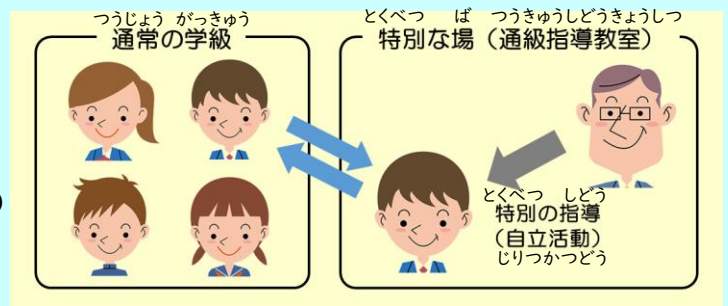
島根県教育庁特別支援教育課

電話 0852-22-6710 FAX 0852-22-6231

「通級による指導」とは？

やさしいにほんご

ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、
一部、障がいにあった特別の指導を特別な
場（通級指導教室）で受ける指導の形で、
障がいからの学習上や生活上の難しさを
よい方向にしたり、できるようにしたりするため
に、特別支援学校学習指導要領の「自立
活動」にあたる指導をします。



「通級による指導」の対象となる生徒は？

拠点校方式での「通級による指導」の対象は、発達障がいのある生徒を考えていま
す。通常の学級の学習にだいたい参加できて、一部特別な指導を必要とする生徒が
対象です。そして、通級による指導の対象とするかどうかについては、医学的な診断の
有る無しにとらわれることのないように気をつけて、本人、保護者、教員のニーズやそ
の目的、専門家の意見等、さまざまな見方・考え方から情報を集めて、総合的な見立
てから、どうあるべきか決めていきます。

「通級による指導」の指導内容は？

小・中学校と同じく、学習面や生活面に関係する内容が取り上げられるほか、卒業
後の生活に関係する指導が考えられます。
取組の例として「障がい特性への理解や自己理解」「効果的なコミュニケーションス
キル」「社会自立に必要な知識やスキル」等の指導があります。

「通級による指導」で期待される効果は？

学校生活や社会生活をスムーズに送ることができるよう
なれば、生徒本人の学習のやる気や自己肯定感が高まることに
つながることが期待されます。また、学校全体の特別支援教育に
関係する校内体制がさらに充実していき、教職員、保護者、周りの
生徒等の理解が進むことが期待されます。



問い合わせ先

島根県教育庁特別支援教育課

電話 0852-22-6710 FAX 0852-22-6231